

令和4年かすみがうら市議会第3回定例会

市長提出議案集

令和4年8月30日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 12 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について	……………	1～2
2.	報告第 13 号	令和 3 年度かすみがうら市水道事業会計継続費精算報告について	……………	3～4
3.	報告第 14 号	令和 3 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について	……………	5
		令和 3 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書	……………	6～11
4.	報告第 15 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	12～13
5.	報告第 16 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	……………	14～15
6.	議案第 42 号	かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	16
7.	議案第 43 号	かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	……………	17～21
8.	議案第 44 号	令和 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）	……………	22～32
9.	議案第 45 号	令和 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	……………	33～39
10.	議案第 46 号	令和 3 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について	……………	40

11.	議案第 47 号	令和 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	41
12.	議案第 48 号	令和 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	42
13.	議案第 49 号	令和 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	……………	43
		令和 3 年度かすみがうら市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書	……………	44～58
14.	議案第 50 号	令和 3 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について	……………	59
15.	議案第 51 号	令和 3 年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について	……………	60
		令和 3 年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見書	……………	61～69
16.	議案第 52 号	旧下大津小学校解体工事変更請負契約の締結について	……………	70
17.	議案第 53 号	市道路線の変更について	……………	71～73

(参考資料)

○	付議事件(条例)条文新旧対照表	……………	74～81
・	かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 新旧対照表	……………	(74)
・	かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表	……………	(74～81)

報告第12号

令和3年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、
令和3年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和3年度 かすみがうら市継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 出 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源					特 定 財 源					特 定 財 源			
					国 支 出	県 金	地 方 債	そ の 他		一 般 財 源	国 支 出	県 金	地 方 債		そ の 他	一 般 財 源	国 支 出	県 金
10 教育費	02 小学校費	千代田中学校 統合小学校環境整備事業 (政策)	令和2年度	987,669,000	174,049,000	732,200,000	0	81,420,000	859,490,000	179,576,000	495,400,000	0	184,514,000	128,179,000	△ 5,527,000	236,800,000	0	△ 103,094,000
			令和3年度	1,481,501,000	406,071,000	967,800,000	0	107,630,000	1,507,366,580	462,220,000	851,300,000	0	193,846,580	△ 25,865,580	△ 56,149,000	116,500,000	0	△ 86,216,580
			計	2,469,170,000	580,120,000	1,700,000,000	0	189,050,000	2,366,856,580	641,796,000	1,346,700,000	0	378,360,580	102,313,420	△ 61,676,000	353,300,000	0	△ 189,310,580

報告第13号

令和3年度かすみがうら市水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和3年度かすみがうら市水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和3年度 かすみがうら市水道事業会計継続費精算報告書

(単位：円)

款	項	目	事業	年度	全体計画			実績			比較		
					年割額	左の財源		支払義務 発生額	左の財源		年割額と 支払義務 発生額の差	左の財源	
						企業債	損益勘定 留保資金等		企業債	損益勘定 留保資金等		企業債	損益勘定 留保資金等
資本 的支 出	1	3	下稲吉 第2浄水場 動力設備 更新工事	2	99,806,000	0	99,806,000	77,450,000	0	77,450,000	22,356,000	0	22,356,000
				3	149,707,000	149,707,000	0	116,187,400	93,832,000	22,355,400	33,519,600	55,875,000	△22,355,400
				計	249,513,000	149,707,000	99,806,000	193,637,400	93,832,000	99,805,400	55,875,600	55,875,000	600

報告第14号

令和3年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.10)	— (18.10)	9.7 (25.0)	51.5 (350.0)

※ 表中の括弧内の数値は、かすみがうら市に適用される早期健全化基準である。

※ 表中の実質赤字比率及び連結実質赤字比率における「—」の記号は、赤字となっていないことを表示している。

2 資金不足比率 (単位：%)

会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

※ かすみがうら市に適用される経営健全化基準は20.0%である。

※ 表中の資金不足比率における「—」の記号は、資金不足額となっていないことを表示している。

令和3年度

かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

令和4年8月19日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 59 号
令和 4 年 8 月 19 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市監査委員 坂 本 裕 司
かすみがうら市監査委員 加 固 豊 治
(公 印 省 略)

令和 3 年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和3年度かすみがうら市健全化判断比率等審査意見書

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査

第2 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合して作成されているかを主眼とした。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令に基づき適正に算定されているか確認するとともに、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令に基づき適正に作成されているかについて、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和4年8月4日

場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第7・8会議室

第6 審査の結果

1 健全化判断比率審査

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(%)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.10
② 連結実質赤字比率	—	—	18.10
③ 実質公債費比率	9.7	9.3	25.0
④ 将来負担比率	51.5	45.6	350.0

* 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」表示

① 実質赤字比率

令和3年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため△10.22%（令和2年度△4.77%）となっており、早期健全化基準の13.10%と比較すると、これを下回っている。

② 連結実質赤字比率

令和3年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため△20.54%（令和2年度△14.71%）となっており、早期健全化基準の18.10%と比較すると、これを下回っている。

③ 実質公債費比率

令和3年度の実質公債費比率は9.7%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の9.3%と比較すると0.4ポイント増加している。

④ 将来負担比率

令和3年度の将来負担比率は、51.5%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回っている。また、前年度の45.6%と比較すると5.9ポイント増加している。

2 資金不足比率審査（公営企業）

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

令和 3 年度の水道事業会計並びに下水道事業会計の資金不足比率は、下記のとおり資金不足額もなく、経営健全化基準の 20.0%と比較するとこれを下回っている。

記

(%)

会 計 名	資金不足比率		経営健全化基準
	令和 3 年度	令和 2 年度	
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0

*資金不足額がないため「—」表示

第 7 審査の意見

本市の健全化判断比率については早期健全化基準を下回っており、また、資金不足比率については資金不足額がなく経営健全化基準を下回っており良好な状態であるが、本市の財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況である。

引き続き各指標の推移には十分留意し健全な財政運営に努められたい。

※健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(3 か年平均)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$

報告第15号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月10日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- 1 事故発生日 令和4年6月1日（水）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市上稲吉34番地先
- 3 相手方 （住所） XXXXXXXXXX
（氏名） XXXXXXXXXX
- 4 事故の概要 市が管理する市道8-0250号線、上稲吉34番地先
において、路肩の破損により発生した段差に、相手方が
運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤが破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 50%
相手方 50%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 5,000円
相手方 5,000円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権
債務関係がないことを確認する。

報告第16号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月10日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- 1 事故発生日 令和4年6月2日（木）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市上稲吉34番地先
- 3 相手方 （住所） XXXXXXXXXX
（氏名） XXXXXXXXXX
- 4 事故の概要 市が管理する市道8-0250号線、上稲吉34番地先
において、路肩の破損により発生した段差に、相手方が
運転する車両の左側前輪が落ち、タイヤが破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 50%
相手方 50%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 4,197円
相手方 4,196円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権
債務関係がないことを確認する。

議案第42号

かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
の一部を改正する条例

かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「手数料の納付の方法」を「市の歳入（法第235条の4第3項に規定する歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）の納付の方法」に、「当該手数料」を「当該歳入等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第43号

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年かすみがうら市
条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であ
って、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4の
規定」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をし
ようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4
の規定」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改め
る。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」とい
う。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げ

る場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該育児休業に係る子について、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当

する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び

第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が」を「ものが」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「非常勤職員に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書（第3条第5号に規定する育児休業等計画書をいう。）」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第44号

令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,755千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,058,841千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,367,889	33,221	3,401,110
	1 国庫負担金	1,844,534	4,015	1,848,549
	2 国庫補助金	1,513,097	29,206	1,542,303
16 県支出金		1,393,764	6,471	1,400,235
	1 県負担金	765,129	2,007	767,136
	2 県補助金	410,917	4,464	415,381
20 繰越金		394,389	13,063	407,452
	1 繰越金	394,389	13,063	407,452
歳入合計		20,006,086	52,755	20,058,841

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,415,948	5,651	3,421,599
	1 総務管理費	2,950,073	5,651	2,955,724
3 民生費		6,435,054	18,523	6,453,577
	1 社会福祉費	3,354,376	88	3,354,464
	2 児童福祉費	2,479,380	18,435	2,497,815
4 衛生費		2,004,605	710	2,005,315
	1 保健衛生費	2,004,605	710	2,005,315
6 農林水産業費		712,544	1,318	713,862
	1 農業費	696,618	1,318	697,936
7 商工費		409,532	14,070	423,602
	1 商工費	409,532	14,070	423,602
8 土木費		1,848,636	4,650	1,853,286
	4 都市計画費	1,084,241	4,650	1,088,891
9 消防費		881,005	2,000	883,005
	1 消防費	881,005	2,000	883,005
10 教育費		2,105,889	5,833	2,111,722
	4 社会教育費	310,496	5,833	316,329
歳出合計		20,006,086	52,755	20,058,841

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,484,893	0	5,484,893
2 地 方 譲 与 税	229,448	0	229,448
3 利 子 割 交 付 金	2,632	0	2,632
4 配 当 割 交 付 金	19,193	0	19,193
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,994	0	30,994
6 法 人 事 業 税 交 付 金	75,551	0	75,551
7 地 方 消 費 税 交 付 金	895,493	0	895,493
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	126,000	0	126,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	19,600	0	19,600
10 地 方 特 例 交 付 金	33,000	0	33,000
11 地 方 交 付 税	3,850,000	0	3,850,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,233	0	6,233
13 分 担 金 及 び 負 担 金	77,386	0	77,386
14 使 用 料 及 び 手 数 料	49,402	0	49,402
15 国 庫 支 出 金	3,367,889	33,221	3,401,110
16 県 支 出 金	1,393,764	6,471	1,400,235
17 財 産 収 入	23,857	0	23,857
18 寄 附 金	41,201	0	41,201
19 繰 入 金	1,038,580	0	1,038,580
20 繰 越 金	394,389	13,063	407,452
21 諸 収 入	382,281	0	382,281

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,464,300	0	2,464,300
歳 入 合 計	20,006,086	52,755	20,058,841

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	143,252	0	143,252				
2 総 務 費	3,415,948	5,651	3,421,599	5,651			
3 民 生 費	6,435,054	18,523	6,453,577	9,287			9,236
4 衛 生 費	2,004,605	710	2,005,315	700			10
5 労 働 費	27,066	0	27,066				
6 農 林 水 産 業 費	712,544	1,318	713,862	659			659
7 商 工 費	409,532	14,070	423,602	14,070			
8 土 木 費	1,848,636	4,650	1,853,286	4,650			
9 消 防 費	881,005	2,000	883,005				2,000
10 教 育 費	2,105,889	5,833	2,111,722	4,675			1,158
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	1,972,553	0	1,972,553				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	20,006,086	52,755	20,058,841	39,692			13,063

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	1,794,674	4,015	1,798,689	2 児童福祉費負担金	4,015	子どものための教育・保育給付費負担金
計	1,844,534	4,015	1,848,549			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	122,890	29,046	151,936	1 総務費補助金	29,046	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2 民生費国庫補助金	286,432	160	286,592	3 子ども・子育て支援交付金	160	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
計	1,513,097	29,206	1,542,303			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	765,129	2,007	767,136	2 児童福祉費負担金	2,007	子どものための教育・保育給付費負担金
計	765,129	2,007	767,136			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	232,262	3,805	236,067	4 児童福祉費補助金	3,645	民間保育所乳児等保育事業補助金 1,070 保育対策総合支援事業費補助金 2,575
				5 子ども・子育て支援交付金	160	多様な事業者の参入促進・能力活用事業
4 農林水産業費 県補助金	60,080	659	60,739	1 農業費補助金	659	儲かる産地支援事業費補助金
計	410,917	4,464	415,381			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	394,389	13,063	407,452	1 繰越金	13,063	前年度繰越金
計	394,389	13,063	407,452			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財	一般		区分	金額
				国県支出金	地方債	その他					
7 情報管理費	208,665	5,651	214,316	5,651					12 委託料 1,100	01 情報環境管理運営事業 1,100	
									17 備品購入費 4,000	0101 イントラネット整備に要する経費 1,100	
									18 負担金、補助及び交付金 551	12 公共施設予約システム導入業務委託 1,100	
										02 電子自治体推進事業 4,551	
										0201 電子自治体推進に要する経費 4,551	
										17 Web会議・研修用インタラクティブホワイトボード 4,000	
										18 茨城県共同システム整備運営協議会負担金 551	
計	2,950,073	5,651	2,955,724	5,651							

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

4 介護保険費	595,979	88	596,067				88	27 繰出金 88	01 介護保険事業 88
									0102 介護保険特別会計繰出に要する経費 88
									27 介護保険特別会計繰出金 88
計	3,354,376	88	3,354,464				88		

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2 児童措置費	768,033	3,568	771,601				3,568	22 償還金、利子及び割引料 3,568	01 児童措置事業 3,568
									0102 児童手当支給に要する経費 3,568
									22 国庫負担金等超過交付金返還金 3,568
4 児童福祉施設費	1,047,726	14,867	1,062,593	9,287			5,580	18 負担金、補助及び交付金 6,836	01 児童福祉施設維持管理事業 14,867
									0101 民間保育所に要する経費 3,028
									18 民間保育所乳児等保育事業補助金 1,028
									18 民間保育所等補助金（新型コロナウイルス感染症対策分） 2,000
									0102 認定こども園に要する経費 3,001
									18 子ども・子育て支援交付金 480
									18 民間保育所乳児等保育事業補助金 908
									18 保育対策総合支援事業費補助金 113

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(4) 児童福祉施設費									18 民間保育所等補助金(新型コロナウイルス感染症対策分) 0103 家庭的保育等に要する経費 18 民間保育所乳児等保育事業補助金 18 民間保育所等補助金(新型コロナウイルス感染症対策分) 19 市内地域型保育給付費 19 市外地域型保育給付費	1,500 8,838 207 600 3,851 4,180
計	2,479,380	18,435	2,497,815	9,287			9,148			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	120,460	710	121,170	700			10	10 需用費	710	01 感染症等対策事業 0101 感染症対策に要する経費 10 消耗品費	710 710 710
計	2,004,605	710	2,005,315	700			10				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

3 農業振興費	54,939	1,318	56,257	659			659	18 負担金、補助及び交付金	1,318	01 農業振興事業 0102 園芸振興に要する経費 18 儲かる産地支援事業費補助金	1,318 1,318 1,318
計	696,618	1,318	697,936	659			659				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	195,700	14,070	209,770	14,070				12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	4,070 10,000	01 商工振興事業 0101 商工振興に要する経費 12 地場産品販路拡大DX推進支援等業務委託 18 事業者支援一時金	14,070 14,070 4,070 10,000
計	409,532	14,070	423,602	14,070							

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

3 公共交通費	54,739	4,650	59,389	4,650				18 負担金、補助及び交付金	4,650	01 公共交通対策事業 0101 公共交通対策に要する経費 18 新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等支援金	4,650 4,650 4,650
計	1,084,241	4,650	1,088,891	4,650							

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
4 災害対策費	54,709	2,000	56,709				2,000	18 負担金、補助及び交付金	2,000	02 防災・災害対策事業 0201 災害対策に要する経費 18 茨城県単急傾斜地崩壊対策事業負担金	2,000 2,000 2,000
計	881,005	2,000	883,005				2,000				

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

3 図書館費	48,586	4,675	53,261	4,675				13 使用料及び賃借料	4,675	02 図書館管理運営事業 0202 蔵書整備に要する経費 13 電子図書館サービス利用料	4,675 4,675 4,675
4 文化振興費	77,883	1,158	79,041				1,158	1 報酬	855	02 文化振興施設管理運営事業 0201 歴史博物館管理運営に要する経費 1 会計年度任用職員（事務補助）報酬 3 会計年度任用職員期末手当 8 会計年度任用職員費用弁償	1,158 855 187 116
								3 職員手当等	187		
								8 旅費	116		
計	310,496	5,833	316,329	4,675			1,158				

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費						共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当	年間支給率(月分)	その他の手当	計			
補正後	長等	3		23,004	7,386	(3.35)	3,193	33,583	4,430	38,013
	議員	16	52,620		16,894	(3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,393					55,393	631	56,024
	計	1,756	108,013	23,004	24,280		3,193	158,490	21,962	180,452
補正前	長等	3		23,004	7,386	(3.35)	3,193	33,583	4,430	38,013
	議員	16	52,620		16,894	(3.35)		69,514	16,901	86,415
	その他の特別職	1,737	55,393					55,393	631	56,024
	計	1,756	108,013	23,004	24,280		3,193	158,490	21,962	180,452
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職									
	計									

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	373 (11) 【211】	【304,560】	1,419,878	1,029,595 【58,575】	2,449,473 【363,135】	454,661 【56,387】	2,904,134 【419,522】
補正前	373 (11) 【210】	【303,705】	1,419,878	1,029,595 【58,388】	2,449,473 【362,093】	454,661 【56,387】	2,904,134 【418,480】
比較	【1】	【855】		【187】	【1,042】		【1,042】

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	43,662	327,682	243,510	19,764	25,090	87,432	3,378	51,484
	補正前	43,662	327,682	243,510	19,764	25,090	87,432	3,378	51,484
	比較								
職員手当の内訳	区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	2,148	24,649	5,508	186,811	5,643	2,474	360	
	補正前	2,148	24,649	5,508	186,811	5,643	2,474	360	
	比較								

議案第45号

令和4年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,787,425千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰 入 金		676,368	88	676,456
	1 一 般 会 計 繰 入 金	586,846	88	586,934
8 繰 越 金		1,000	11,137	12,137
	1 繰 越 金	1,000	11,137	12,137
歳 入 合 計		3,776,200	11,225	3,787,425

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		91,552	88	91,640
	1 総 務 管 理 費	66,999	88	67,087
7 諸 支 出 金		1,002	11,137	12,139
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,000	11,137	12,137
歳 出 合 計		3,776,200	11,225	3,787,425

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	782,238	0	782,238
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	803,249	0	803,249
4 支払基金交付金	955,506	0	955,506
5 県支出金	539,393	0	539,393
6 財産収入	296	0	296
7 繰入金	676,368	88	676,456
8 繰越金	1,000	11,137	12,137
9 諸収入	10,014	0	10,014
10 介護サービス収入	8,036	0	8,036
歳入合計	3,776,200	11,225	3,787,425

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	91,552	88	91,640				88
2 保 険 給 付 費	3,536,901	0	3,536,901				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	121,309	0	121,309				
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	15,139	0	15,139				
6 基 金 積 立 金	296	0	296				
7 諸 支 出 金	1,002	11,137	12,139				11,137
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,776,200	11,225	3,787,425				11,225

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 その他一般会計繰入金	91,009	88	91,097	2 事務費繰入金	88	事務費繰入金
計	586,846	88	586,934			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1,000	11,137	12,137	1 繰越金	11,137	前年度繰越金
計	1,000	11,137	12,137			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	66,999	88	67,087				88	12 委託料	88	02 一般管理に要する経費 0201 一般管理に要する経費 12 介護保険システム改修委託	88 88 88
計	66,999	88	67,087				88				

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償 還 金	0	11,137	11,137				11,137	22 償還金、 利子 及 び 割引料	11,137	01 国庫支出金等返還に要する経費 0101 国庫支出金等返還に要する経費 22 国庫支出金等返還金	11,137 11,137 11,137
計	1,000	11,137	12,137				11,137				

議案第46号

令和3年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第 4 7 号

令和 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地
方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員
の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第48号

令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委
員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第49号

令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和3年度

かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

令和4年8月19日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 57 号
令和 4 年 8 月 19 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市監査委員 坂 本 裕 司
かすみがうら市監査委員 加 固 豊 治
(公 印 省 略)

令和 3 年度かすみがうら市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
並びに基金の運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき、審査に付された令和 3 年度かすみがうら市各会計(一般会計・3 特別会計)歳入歳出決算及び関係書類並びに基金の運用状況を示す書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和3年度かすみがうら市一般会計・特別会計
歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書

第1 審査の種類

地方自治法第233条第2項に基づく決算審査及び同法第241条第5項の規定に基づく基金運用状況審査

第2 審査の対象

令和3年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算
令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算
令和3年度かすみがうら市各基金の運用状況を示す書類
令和3年度かすみがうら市決算附属書類

第3 審査の着眼点

- 1 収入済額は予算現額に比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて著しい増減は何か。その理由は何か。
- 2 収入済額は調定額に比べて著しい差異はないか。その理由は何か。
また、前年度と比べて収入率が著しく低下しているものはないか。
その理由は何か。
- 3 収入未済、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。
- 4 予算額に比べて多額の不用額を生じているものはないか。その理由は何か。
- 5 予備費充当又は流用増減額の理由及び手続は適正であるか。
- 6 補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。
また、実績又は精算報告は確実に行われているか。
- 7 繰越明許費の繰越、事故繰越等の理由及び手続は適正か。
- 8 財産の異動増減の理由及び処理は適切か。また、現在高は正確か。
- 9 遊休施設はないか。また、活用計画は策定されているか。
- 10 基金の運用状況に関する調書の計数は基金台帳、整理簿等と一致しているか。

- 1 1 基金は設置目的に従って、確実かつ効率的に運用されているか。
- 1 2 前年度決算についての監査委員の意見に対して必要な措置がとられたか。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和3年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況が、関係法令に準拠して作成され、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、収入支出事務の適法性、適確性の検証を行い、予算が適正かつ効率的に執行されているか、事務事業が経済的、効果的に行われているか、関係職員から説明を聴取し審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和4年6月1日から令和4年8月19日まで
場所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室
霞ヶ浦庁舎 大会議室

第6 審査の結果

審査に付された令和3年度かすみがうら市各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況は、関係法令の規定に準拠して調製されており、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、決算計数には誤りがないものと認められた。

予算の執行状況、財産の管理など財務に関する事務の執行は、一部において改善を要するものはあるものの、おおむね所期の目的に従って執行されているものと認められた。

基金については、基金条例に基づきその目的に従って運用並びに管理されており、その計数は正確であると認められた。

※以下本文中の注記事項

比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

第7 決算の概要

1 決算の総括

(1) 決算規模

令和3年度における一般会計と特別会計の歳入歳出決算総額は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	予算現額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
一般会計	21,923,196,815	21,741,860,689	20,464,683,493	1,277,177,196
特別会計	9,108,912,000	8,858,971,136	8,626,972,787	231,998,349
合 計	31,032,108,815	30,600,831,825	29,091,656,280	1,509,175,545

(2) 決算収支内訳

各会計別の決算収支状況の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	歳 入 ①	歳 出 ②	形式収支 ③ (①－②)	翌年度へ繰り 越すべき財源 ④	実質収支 ⑤ (③－④)	
一般会計	21,741,860,689	20,464,683,493	1,277,177,196	87,670,533	1,189,506,663	
特別会計	国民健康 保険	4,277,191,932	4,159,838,962	117,352,970	0	117,352,970
	後期高齢 者医療	925,600,415	908,492,482	17,107,933	0	17,107,933
	介護保険	3,656,178,789	3,558,641,343	97,537,446	0	97,537,446
合 計	30,600,831,825	29,091,656,280	1,509,175,545	87,670,533	1,421,505,012	

形式収支額は15億917万5,545円、このうち翌年度へ繰越すべき財源8,767万533円を差し引いた実質収支額は14億2,150万5,012円となっている。

(3) 予算の執行状況

歳入の執行状況は、次表のとおりである。

【歳入】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	調定額 ②	収入済額 ③	収入割合	
				対予算 ③/①	対調定 ③/②
一般会計	21,923,196,815	21,995,492,099	21,741,860,689	99.2%	98.8%
国民健康 保険	4,255,348,000	4,544,083,368	4,277,191,932	100.5%	94.1%
後期高齢者 医療	910,409,000	928,466,815	925,600,415	101.7%	99.7%
介護保険	3,943,155,000	3,677,655,869	3,656,178,789	92.7%	99.4%
合 計	31,032,108,815	31,145,698,151	30,600,831,825	98.6%	98.3%

歳入決算額は306億83万1,825円で、予算現額310億3,210万8,815円に対する収入割合は、98.6%となっている。また、調定額311億4,569万8,151円に対する収入割合は98.3%となっている。

不納欠損額及び収入未済額については、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	調定額 ①	収入済額 ②	不納欠損額	収入未済額	収入率 ②/①
一般会計	21,995,492,099	21,741,860,689	15,888,144	237,743,266	98.8%
国民健康 保険	4,544,083,368	4,277,191,932	28,013,989	238,877,447	94.1%
後期高齢者 医療	928,466,815	925,600,415	489,400	2,377,000	99.7%
介護保険	3,677,655,869	3,656,178,789	7,847,330	13,629,750	99.4%
合 計	31,145,698,151	30,600,831,825	52,238,863	492,627,463	98.3%

調定額は311億4,569万8,151円で、収入済額は306億83万1,825円であり、不納欠損額は5,223万8,863円、収入未済額は4億9,262万7,463円であった。

不納欠損及び収入未済があった科目の状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	科 目	調定額	収入済額	不 納 欠損額	収 入 未済額
一般会計	市民税	2,721,443,842	2,611,478,986	8,108,720	101,856,136
	固定資産税	2,765,409,950	2,654,279,619	6,505,145	104,625,186
	軽自動車税	156,252,619	139,067,051	1,274,279	15,911,289
	児童福祉費 負担金	74,923,120	72,621,810	0	2,301,310
	雑 入	575,861,659	562,812,314	0	13,049,345
会計小計				15,888,144	237,743,266
国民健康保険 特別会計	国民健康 保険税	1,165,804,814	899,760,987	28,013,989	238,029,838
	雑 入	10,804,011	9,956,402	0	847,609
会計小計				28,013,989	238,877,447
後期高齢者 医療特別会計	後期高齢者 医療保険料	401,486,200	398,619,800	489,400	2,377,000
会計小計				489,400	2,377,000
介護保険 特別会計	介護保険料	799,112,960	777,760,830	7,847,330	13,504,800
	雑 入	12,570,388	12,445,438	0	124,950
会計小計				7,847,330	13,629,750
合 計				52,238,863	492,627,463

不納欠損額は5,223万8,863円で、主なものは、市民税810万8,720円、固定資産税650万5,145円、国民健康保険税2,801万3,989円、介護保険料784万7,330円などである。

収入未済額は4億9,262万7,463円で、主なものは、市民税1億185万6,136円、固定資産税1億462万5,186円、国民健康保険税2億3,802万9,838円などである。

歳出の執行状況は、次表のとおりである。

【歳出】

(単位：円)

区 分	予算現額 ①	支出済額 ②	翌年度 繰越額	不用額	執行率 ②/①
一般会計	21,923,196,815	20,464,683,493	609,893,652	848,619,670	93.3%
国民健康保険 特別会計	4,255,348,000	4,159,838,962	0	95,509,038	97.8%
後期高齢者 医療特別会計	910,409,000	908,492,482	0	1,916,518	99.8%
介護保険 特別会計	3,943,155,000	3,558,641,343	0	384,513,657	90.2%
合 計	31,032,108,815	29,091,656,280	609,893,652	1,330,558,883	93.7%

歳出決算額は290億9,165万6,280円で、予算現額310億3,210万8,815円に対する執行率は93.7%となっている。

翌年度への繰越額は6億989万3,652円で、不用額は13億3,055万8,883円となっている。

2 各会計の歳入歳出決算の状況

令和3年度の各会計の歳入歳出決算の状況は、次のとおりである。

(1) 一般会計

一般会計は、歳入決算額 217 億 4,186 万 689 円で調定額に対する収入率は 98.8%となっている。歳出決算額は 204 億 6,468 万 3,493 円で予算額に対する執行率は 93.3%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）12 億 7,717 万 7,196 円の剰余金を生じ、翌年度に繰り越すべき財源 8,767 万 533 円を控除した実質収支額は 11 億 8,950 万 6,663 円となっている。

現年度課税分の税の収納率は、個人市民税 98.7%、法人市民税 100%、固定資産税 98.8%、軽自動車税 96.2%となっており、滞納繰越分の収納率は、個人市民税 23%、法人市民税 16%、固定資産税 19.3%、軽自動車税 15.8%となっている。

また、令和3年度において、個人市民税 801 万 3,720 円、法人市民税 9 万 5,000 円、固定資産税 650 万 5,145 円、軽自動車税 127 万 4,279 円の不納欠損処分が行なわれている。

(2) 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、歳入決算額 42 億 7,719 万 1,932 円で調定額に対する収入率は 94.1%となっている。歳出決算額は 41 億 5,983 万 8,962 円で予算額に対する執行率は 97.8%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は 1 億 1,735 万 2,970 円となっている。

現年度課税分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 93.6%、後期高齢者支援金分 93.3%、介護納付金分 90.2%となっており、滞納繰越分の収納率は、一般被保険者国民健康保険税においては、医療給付費分 18.1%、後期高齢者支援金分 17.9%、介護納付金分 17.9%、退職被保険者等国民健康保険税においては、医療給付費分 23.1%、後期高齢者支援金分 23.1%、介護納付金分 29.8%となっている。

なお、令和3年度において、一般被保険者国民健康保険税 2,792 万 128 円、退職被保険者等国民健康保険税 9 万 3,861 円の不納欠損処分が行なわれている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額 9 億 2,560 万 415 円で、調定額に対する収入率は 99.7%となっている。歳出決算額 9 億 849 万 2,482 円で予算額に対する執行率は 99.8%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）

は1,710万7,933円となっている。

なお、令和3年度において48万9,400円の不納欠損処分が行なわれている。

(6)介護保険特別会計

介護保険特別会計は、歳入決算額36億5,617万8,789円で調定額に対する収入率は99.4%となっている。歳出決算額は35億5,864万1,343円で予算額に対する執行率は90.2%となっている。歳入歳出差引額（形式収支）は9,753万7,446円となっている。

なお、令和3年度において784万7,330円の不納欠損処分が行なわれている。

3 財政分析の結果

(1) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指標で、この指数が1.00に近くあるいは1.00を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

本市の状況は、令和3年度0.59、令和2年度0.61、令和元年度0.61、平成30年度0.61、平成29年度0.61と、当該対象年度で若干下がってはいるものの、ほぼ横ばいの状況である。

(2) 経常一般財源等比率

収入の安定性と財政上の自立性を判断するために用いられるもので、この数値が100%を超える度合いが高ければ高いほど経常一般財源に余裕があることを示すものである。令和3年度は97.4%で、前年度の94.2%と比べ、3.2%増加している。

(3) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するために用いられるもので、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを示すものであり、一般的に80%を超える場合には弾力性を失いつつあるとされている。

令和3年度は88.9%で、前年度の94.1%に比べ、5.2%改善している。

また、臨時財政対策債を経常一般財源に加えた場合は83.5%で、前年度89.2%と比べ、5.7%改善している。

(4) 実質収支比率

財政運営の健全性を示す指標であり、実質収支の標準財政規模に対する比率が、おおむね標準財政規模の3%~5%程度が望ましいといわれている。

令和3年度は10.2%で、前年度の4.8%と比べ、5.4%増加している。

(5) 実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、この指標が18%以上となると起債許可が必要となり、25%以上となると一般単独事業に係る起債が制限され、さらに35%以上となると一部の一般公共事業の起債が制限される。

令和3年度は9.7%で、前年度の9.3%と比べ、0.4%上昇しているが、ほぼ横ばいの状況である。

第8 財産に関する調書

1 土地、建物等

公有財産の土地は、旧新治地方広域事務組合敷地が市へ帰属されたことなどにより 34,004 m²増加し、令和3年度末現在高は 1,383,855 m²となっている。

建物の延床面積は、歩崎公園内倉庫の新設等により 1,584 m²増加し、令和3年度末現在高は 131,409 m²となっている。

山林は、年度中の増減はなく、令和3年度末現在高は 80,419 m²となっている。

2 出資による権利

出資金は、年度中に 211 万円減少したことにより、令和3年度末現在高は 7,865 万 7,000 円となっている。

3 物品

物品は車両で、年度内に公用車購入等で 5 台の増、廃車で 3 台の減により、令和3年度末現在高は 146 台となっている。

4 基金

基金は、財政調整基金など 13 の基金がある。前年度末現在高は 71 億 8,634 万 3,453 円であったが、年度内に国民健康保険支払準備基金など 6 つの基金で 6,404 万 6,540 円増加している一方、財政調整基金など 7 つの基金で 8 億 1,054 万 8,121 円減少したことにより、令和3年度末の現在高は 64 億 3,984 万 1,872 円となっている。

第9 審査意見

決算審査を通じた意見、指摘事項は次のとおり。

1 財政状況について

令和3年度の決算状況をみると、財政運営の健全化を示す実質収支比率は10.2%である。また、健全化判断比率の一つである実質公債費比率については9.7%（対前年度比0.4%増）であり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。将来負担比率についても51.5%（対前年度比5.9%増）と早期健全化基準の350%を下回っており、財政の健全性は保たれている。

財政構造の弾力性の指標である経常収支比率については、前年度と比べて5.2%減少し88.9%となっている。経常収支比率が80%を超えると財政構造の弾力性を欠いているとされ、行政需要の変化に適切に対応することが困難になるとされていることから、今後も可能な限り経常的経費の支出削減に努め、また、柔軟な施策により歳入を確保するなどして財政構造の弾力性の確保に努めていただきたい。

2 財源の確保

(1) 収入未済額の縮減

収入未済額は、一般会計で2億3,774万3,266円（対前年度比5.4%増）、特別会計で2億5,488万4,197円（対前年度比7%減）となっている。

一般会計のうち収入未済額の主なものは、市民税1億185万6,136円、固定資産税1億462万5,186円となっている。特別会計のうち収入未済額の主なものは、国民健康保険税で2億3,802万9,838円となっている。

市税・国民健康保険税の収入未済額については、様々な手法によって鋭意努力していることは認められるものの、依然として多額である。

厳しい財政状況の中、収入未済額の縮減は喫緊の課題である。

今後とも安定的な自主財源の確保及び市民負担の公平性を維持するため、積極的な収納対策のもと適正な債権回収を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力していただきたい。

(2) 不納欠損処分の厳正な取り扱い

不納欠損額については、一般会計で1,588万8,144円、特別会計

で3,635万719円となっている。

一般会計の主なものは、個人市民税 801万3,720円（対前年度比11.5%増）、固定資産税 650万5,145円（対前年度比35.8%減）、特別会計の主なものは、国民健康保険税 2,801万3,989円（対前年度比17%増）、介護保険料 784万7,330円（対前年度比63.5%減）などとなっている。

慎重かつ厳正な取扱いが求められる不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されていると思うが、不納欠損額は依然として多額である。今後とも更なる縮減に向けて慎重かつ厳正に対応していただきたい。

(3) 予算の適正執行

ア 予算及び事業の適正執行

予算の執行については、概ね法令等に基づいた適正な事務処理に努められていると認められる。

なお、令和4年度への繰越額を見ると一般会計繰越明許費で6億989万3,652円が繰り越されている。今後とも、安易な繰り越しが生じないよう効率的な予算執行に努めていただきたい。

イ 不用額について

前回の指摘を継続し、経済が回復するまでの当面の間は、従前の「使いきり予算」の予算執行は行わず、経費を削減するなどにより、積極的に不用額を活用することにより健全財政の確保に努めていただきたい。

ウ 財源の有効活用

普通会計における令和3年度の実質収支比率は10.2%と、前年度より5.4%増加している。その額は、11億8,950万6,663円（前年度5億3,467万5,678円、前々年度4億9,539万580円）と極めて高い額となっている。

(4) 補助金等について

各種補助金の交付決定及び実績の確認については、引き続き市補

助金交付規則等関係法令を遵守し、適正な事務処理に努められたい。

なお、団体等の補助金実績報告書において書類の不備が散見されたことから、受理するに当たっては書類の精査を徹底するようお願いしたい。

(5) 基金の管理運用について

基金については、その設置目的に従って管理運用されており、関係法令等に基づいて適切に管理されていると認められた。

今後とも適正かつ効率的な運用に努めていただきたい。

第10 むすび

令和3年度予算において約3億円の減収を見込んでいた市税については経済活動の一部再開によって回復の基調を見せてはいるものの、依然として市の財政は苦しい状況であり予断を許さない状況が続いているものと考ええる。

年々増加し続ける福祉関係予算の伸びを勘案し、また、財政難を乗り越えるためにも、市長が指摘するように『成長戦略』が必要不可欠なものであると考えるところでもある。

企業が売り上げを伸ばすために独自性を発揮するように、市の財政を回復させるためにも同様の努力が必要であるものと考ええる。

増え続ける経常経費による経営難に陥らないためにも、引き続き、「使い切り予算」を廃し、不要不急な支出を控えるとともに、市長の掲げる「活力とあたたかさあふれる市政」の実現のため、市執行部一丸となって尽力されたい。

議案第50号

令和3年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

令和3年度かすみがうら市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

議案第51号

令和3年度かすみがうら市下水道事業会計決算の認定について

令和3年度かすみがうら市下水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和 3 年度

かすみがうら市公営企業会計
決算審査意見書

令和 4 年 8 月 19 日

かすみがうら市監査委員

か 監 査 第 58 号
令和 4 年 8 月 19 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

かすみがうら市監査委員 坂 本 裕 司
かすみがうら市監査委員 加 固 豊 治
(公 印 省 略)

令和 3 年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 3 年度かすみがうら市水道事業会計及び令和 3 年度かすみがうら市下水道事業会計の決算報告書並びに関係書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を付して提出します。

令和3年度かすみがうら市公営企業会計決算審査意見書

第1 審査の種類

地方公営企業法第30条第2項に基づく決算審査

第2 審査の対象

令和3年度かすみがうら市水道事業会計決算

令和3年度かすみがうら市下水道事業会計決算

第3 審査の着眼点

- 1 収益、費用の計上漏れ又は過剰計上はないか。
- 2 収益に対応する費用は計上されているか。
- 3 勘定科目の区分は適正か。
- 4 経常損益と特別損益の区分は適正か。
- 5 営業損益と営業外損益の区分は適正か。
- 6 利益剰余金と資本剰余金とを混同しているものはないか。
- 7 未払金は発生事実に基づき適正に計上されているか。
- 8 経営活動は、合理的かつ能率的に行われているか。
- 9 前年度決算についての監査委員の意見に対して必要な措置がとられたか。

第4 審査の主な実施内容

審査に当たっては、かすみがうら市監査基準に準拠し、提出された令和3年度かすみがうら市水道事業会計並びに令和3年度下水道事業会計の決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、注記表につき、会計帳簿、証拠書類と照合し、その会計処理が適正に行われているか確認するとともに、水道事業会計並びに下水道事業会計の財政状況及び経営成績が、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従い適正に処理されているか、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

第5 審査の日程及び実施場所

日程 令和4年6月1日から令和4年8月19日まで

場所 かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎 大会議室

第6 審査の結果

審査に付された令和3年度かすみがうら市水道事業会計並びに令和3年度かすみがうら市下水道事業会計の決算書類等は、関係法令に準拠して調製されており、会計処理が適正に行われているものと認められた。

第7 審査の概要

1 水道事業会計

(1) 業務状況について

区 分	単位	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		実績	増減比	実績	増減比	実績	増減比
行政区域内人口	人	41,483	△577	40,951	△532	40,622	△329
年度末給水人口	人	39,600	△640	38,838	△762	38,913	75
普及率	%	95.4	△0.2	94.8	△0.6	95.8	1
年間総配水量	m ³	4,359,976	7,457	4,608,124	248,148	4,487,905	△120,219
年間総有収水量	m ³	3,756,604	△13,208	3,846,740	90,136	3,777,134	△69,606
有収率	%	86.2	△0.4	83.5	△2.7	84.2	0.7
一日一人平均給水量	ℓ	259	3	271	12	266	△5

令和3年度の業務状況は、上表のとおりである。

また、令和3年度末の普及状況は、給水人口38,913人、普及率95.8%となっている。

令和2年度との比較においては、給水人口は75人増加し、普及率は1%の増となっている。

年間総配水量は4,487,905 m³となっており120,219 m³(△2.6%)の減、年間総有収水量は3,777,134 m³となっており69,606 m³(△1.8%)の減、有収率は84.2%となり0.7%の増となっている。

(2) 経営状況について

収益的収入及び支出における水道事業収益は9億7,528万9,062円(税抜)で、前年度の9億8,950万6,540円と比較して1,421万7,478円の減となった。

水道事業費(支出)は9億1,038万8,786円(税抜)で、前年度の9億1,766万8,541円と比較すると727万9,755円の減となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の水道事業収益については、営業収益8億7,822万9,413円(税抜)、営業外収益9,705万9,649円(税抜)となっている。

事業収益の根幹をなす営業収益は、水道事業収益の90%を占めている。その中で最も主要な給水収益は8億2,884万5,797円で、前年度の8億3,955万6,207円と比較すると1,071万410円、1.3%の減となっている。

次に、水道事業費は営業費用(支出)が8億5,956万6,137円で前年度の8億4,983万650円と比較すると973万5,487円の増となった。その主

な要因は、総係費や減価償却費が減少したものの、配水及び給水費や受託工事費が増加したことによる。

営業外費用は5,071万9,029円(税抜)となっており、前年度の6,762万6,920円と比較すると1,690万7,891円の減となった。その要因は、支払利息と諸支出金が減少したことによる。

以上のことにより、令和3年度の純利益は6,490万276円となり、前年度の7,183万7,999円と比較すると693万7,723円の減となった。

また、令和3年度も水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金2,500万円(対前年度比増減なし)を受け全額企業債利息の償還に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が2億155万円(税抜)で、支出は6億2,669万38円(税抜)である。収入は企業債及び工事負担金である。支出は、建設改良費が3億4,737万2,217円(税抜)と企業債償還金2億7,931万7,821円(税抜)である。資本的収入(税込)が資本的支出(税込)に対し不足する額4億5,785万5,448円は、消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填している。

(3) キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの活動に区分し、資金の出入(キャッシュ・フロー)を表すものとして作成が義務化されている。

3つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは2億9,423万6,125円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは3億3,555万7,567円のマイナスである。また、財務活動によるキャッシュ・フローは9,104万7,821円のマイナスである。

また、令和3年度末の資金残高は7億4,841万5,729円となり、前年度末時点の8億8,078万4,992円より1億3,236万9,263円の減となった。

業務活動によるキャッシュ・フローがプラスで、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることにより、業務活動で得た資金で、投資活動や企業債の償還などの財務活動を行っていることが分かる。

2 下水道事業会計

(1) 業務状況について

区 分	単位	令和元年度	令和2年度		令和3年度	
		実績	実績	増減比	実績	増減比
行政区域内人口	人	41,483	40,951	△532	40,622	△329
処理区域内人口	人	33,014	32,669	△345	32,945	276
水洗化人口	人	30,420	30,295	△125	30,759	464
普及率	%	79.6	79.8	0.2	81.1	1.3
水洗化率	%	92.1	92.7	0.6	93.4	0.7
年間総排水量	m ³	3,629,191	3,743,894	114,703	3,649,539	△94,355
年間総有収水量	m ³	2,915,984	3,020,040	104,056	2,981,573	△38,467
有収率	%	80.3	80.7	0.3	81.7	1

令和3年度の業務状況は、上表のとおりである。

また、令和3年度末の普及状況は、水洗化人口30,759人、水洗化率は93.4%となっている。

令和2年度との比較においては、水洗化人口は464人増加し、水洗化率は0.7%の増となっている。

年間総排水量は3,649,539 m³となっており94,355 m³の減、年間総有収水量は2,981,573 m³となっており38,467 m³の減、有収率は81.7%となり1%の増となっている。

(2) 経営状況について

収益的収入及び支出における下水道事業収益は13億9,769万6,667円(税抜)で、前年度の14億3,001万8,819円と比較し、3,232万2,152円の減となった。

下水道事業費用(支出)は13億4,290万6,480円(税抜)で、前年度の13億7,451万5,862円と比較すると3,160万9,382円の減となった。

以下、項目ごとに見てみると、収入の下水道事業収益については、営業収益3億9,453万1,257円(税抜)、営業外収益9億9,026万2,730円(税抜)となっている。

次に、下水道事業費用(支出)は営業費用が11億9,828万7,777円(税抜)で、前年度の12億1,167万5,207円と比較すると1,338万7,430円の減となった。その主な要因は、流域下水道維持管理費や普及促進費等が増加したものの、管渠費や農業集落排水処理施設費等が減少したことによる。

営業外費用は1億4,458万9,783円(税抜)となり、前年度の1億6,281

万 8,765 円と比較すると 1,822 万 8,982 円の減となった。その要因は、支払利息と消費税が減少したことによる。

以上のことにより、令和 3 年度の純利益は 5,479 万 187 円となり、前年度の 5,550 万 2,957 円と比較すると 71 万 2,770 円の減となった。

また、下水道事業会計安定化のため、営業外収益として一般会計からの補助金 5 億 1,206 万 1 千円を受け全額減価償却費に充当している状況にある。

資本的収入及び支出については、収入が 5 億 3,791 万 5,080 円（税抜）で、支出は 8 億 3,683 万 1,994 円（税抜）である。収入は、企業債、負担金及び分担金、他会計補助金、国庫補助金である。支出は、建設改良費 1 億 942 万 8,306 円（税抜）と企業債償還金 7 億 2,740 万 3,688 円（税抜）である。資本的収入（税込）が資本的支出（税込）に対し不足する額 3 億 909 万 6,629 円は、消費税資本的収支調整額及び過年度並びに当年度分損益勘定留保資金で補填している。

（3）キャッシュ・フロー計算書から見た経営状況について

キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の 3 つの活動に区分し、資金の出入（キャッシュ・フロー）を表すものとして作成が義務化されている。

3 つの指標で表されるキャッシュ・フローを見ると、業務活動によるキャッシュ・フローは 3 億 9,527 万 8,635 円のプラスである。投資活動によるキャッシュ・フローは 3 億 628 万 6,774 円のプラスである。財務活動によるキャッシュ・フローは 6 億 520 万 3,688 円のマイナスである。

このことにより、令和 3 年度末の資金残高は、1 億 7,259 万 6,811 円となり、前年度の 7,623 万 5,090 円より 9,636 万 1,721 円の増となった。

業務活動及び投資活動によるキャッシュ・フローがプラスで、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナスであることにより、業務活動で得た資金や投資活動による他会計からの補助金などにより、財務活動による企業債の償還を行っていることが分かる。

3 むすび

新型コロナウイルスが飲料水を介して感染した事例は確認されていないようだが、飲料水の中にウイルスが存在する可能性は十分に考えられ、清潔で安全な水道を供給することは重要である。また、下水道についても、近代的な下水道が整備された結果、汚水を下水道に流すことによって、接触感染、飛沫感染の機会を減らすことに成功し、ウイルス感染拡大防止に大いに寄与してきた。

新型コロナ感染症に伴う在宅時間の増加により、一時的に上下水道使用量が増える傾向があったとしても、本市の給水人口は、年々減少の傾向にあることに疑いはない。

全国的に上下水道施設の老朽化が叫ばれていることから、中長期的な視点に立った施設の更新計画を策定し、健全で着実な更新が行なわれるようお願いしたい。

議案第52号

旧下大津小学校解体工事変更請負契約の締結について

かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第2条の規定により、次のとおり工事変更請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 旧下大津小学校解体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | かすみがうら市 加茂 地内 |
| 3 | 変更前の契約金額 | 200,673,000円 |
| 4 | 今回変更契約額 | 46,860,000円 増額 |
| 5 | 変更後の契約金額 | 247,533,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | よこすか・萩原特定建設工事共同企業体
代表者 茨城県ひたちなか市東大島4丁目13番
11号
有限会社 よこすか建設
代表取締役 横須賀 健一
構成員 茨城県かすみがうら市三ツ木202-4
株式会社 萩原工務店
代表取締役 萩原 友志 |

議案第53号

市道路線の変更について

市道路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域（区間）		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側（地番）	終点側（地番）	最小～最大(m)	(m)
その他	2410	大和田 446 番	大和田 427 番 1	1.80～2.11	312.96
		大和田 442 番 1		1.80～2.01	244.46

路線変更位置図（霞ヶ浦地区）



市道2410号線

詳細位置図 (変更図)

変更前路線 

変更後路線 



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において<u>手数料の納付の方法</u>が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、<u>当該手数料</u>の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において<u>市の歳入(法第235条の4第3項に規定する歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。)</u>の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、<u>当該歳入等</u>の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。</p> <p>6 (略)</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和4年10月1日から施行する。</u></p>

かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p>

(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) (略)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3及び第2条の4において「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) (略)

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当

<p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>	<p><u>該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該育児休業に係る子について、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定め</p>

日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が

る特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が

<p>当該子の1歳到達日(当該<u>非常勤職員がする</u>育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該<u>配偶者がする</u>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>イ (略)</p>	<p>当該子の1歳到達日(当該<u>非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする</u>育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該<u>配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする</u>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p>
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日と</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</p> <p><u>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。</u></p>

<p><u>する育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。</u></p> <p>(1) 及び (2) (略)</p>	<p><u>(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p><u>(2) 及び (3) (略)</u></p> <p><u>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p>
<p><u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>	
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書によ</u></p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

<p><u>り任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。 <u>(6)及び(7)</u> (略) <u>(8) その任期</u>の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤職員に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</p>	<p><u>(5)及び(6)</u> (略) <u>(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期</u>の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする</p>
	<p><u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u> <u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u></p>
<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書(第3条第5号に規定する育児休業等計画書をいう。)により任命権者に申し出た場合に限る。) (7) (略)</p>	<p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。) (7) (略)</p>

	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和4年10月1日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。</u></p>
--	---